

出雲市高齢者配食サービス事業の利用料改定について

市内の高齢者配食サービスにおいて、市と民間事業者の利用料に相当の差が生じており、利用者の負担均衡を図る観点から、下記のとおり、市の高齢者配食サービス事業の利用料の改定を予定しています。

記

1 事業目的

65歳以上の高齢者等について、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに配達の際の安否確認によって高齢者の状況を定期的に把握し、また必要に応じて関係機関に報告を行うことにより、地域の高齢者が健康に安心して自立した生活を続けることができるよう支援することを目的とする。

2 サービス利用対象者

市のサービス利用対象者は、民間の配食サービスが行き届かない地域（営業エリア外）に居住し、且つ本人や家族においても食事の確保が難しい方を原則とする。

3 利用料の改定

(1) 改定の理由

市の配食サービス利用者と民間配食サービスの利用者の負担均衡を図る必要があり、市サービスの利用料を民間サービス相当に改定する。

また、提供サービスの違い（普通食、治療食）に関わらず、同一の利用料としているが、調達経費が大きく異なるため、利用料を別に設定する。

参考)	普通食	治療食
市の利用料	411 円	411 円
民間料金（平均）	550 円	750 円
差額	139 円	339 円 （1食あたり、税込）
委託料（佐田地域）	1,083.5 円	1,310 円

(2) 利用料（案）

税込（単位：円）

	現行	令和 2 年度(改定 1 年目)		令和 3 年度(改定 2 年目:最終)		
		利用料 (案)	現行利用料 との差額	利用料(案)	現行利用料 との差額	民間平均 との差額
普通食	411	480	+ 69	550	+ 139	0
		低所得者 450	+ 39	500	+ 89	▲ 50
治療食		580	+ 169	700	+ 289	▲ 50
		低所得者 500	+ 89	550	+ 139	▲ 200

※ おかずのみの場合は、一律 ▲54 円

(3) 利用料の設定

- 市内の民間配食サービス事業者の平均料金相当とする。
- 調達経費に占める公費負担は、2分の1程度を上限とする。
- 負担増に伴う激変緩和措置として、段階的な改定（2年）を行う。
- 低所得者への配慮を行う。

低所得者の範囲

介護保険料第1段階から第3段階者

（生活保護受給者、または住民税非課税世帯）

対象者数

13人／全利用者22人（令和元年10月末時点）

4 参考

(1) 実利用者（令和元年10月現在） 利用者数22人（うち、治療食7人）

	合計	出雲	平田	大社	佐田	多伎	湖陵	斐川
利用者数	22	3	1	3	12	3	0	0
食数(月間)	692	98	29	111	345	109	0	0

(2) 1食当たり委託料（令和元年10月1日現在）

基本となる額は、市内平均程度

税込（単位：円）

地 域	食事内容	委託料（1食あたり）			(参考) 差額	
		調理+基本配達	佐田地域配達	計	民間平均	市利用料
佐田	普通食	594.0	489.5	1,083.5	+533.5	+672.5
	治療食	820.8	489.5	1,310.3	+560.3	+899.3
佐田以外	普通食	864.0		864.0	+314.0	+453.0
	治療食	1,080.0		1,080.0	+330.0	+669.0

※ おかずのみの場合は、一律 ▲54円

山間部の配達に係る追加コスト

配達困難エリアへの配達に係る単価差

※ 佐田地域の配達は、湖陵行政センターまで配食委託業者が配達し、湖陵行政センターから利用者宅へは、別途委託により配達を行っている。

※ 市の委託料が民間料金と比べて高い理由は、民間サービスの行き届かない地域（民間事業者が採算面から営業エリア外としている地域）を主に取り扱っているため。